事務処理ミス公表用

様式 6-1

記 者 発 表 事 項 （個別公表）

令和 8 年 10 月 23 日

件　名	車検切れ公用車の公務使用				
発生（判明）日	令和　8　年　10　月　8　日				
個人情報漏えいの有無	有　・	無	うち、マイナンバー関連の有無	有　・	無
車検有効期間後の公務使用	建築住宅課職員４名で累計６回、走行距離138km				
概要	令和８年10月８日午後３時55分頃、市内のガソリンスタンド（延岡市高千穂通）で建築住宅課が管理する公用車（軽ミニバン）に給油を行った際に、当該スタンドの従業員より車検切れの指摘を受けました。 当該公用車の車検有効期間は、令和８年９月29日までであり、車検切れの公用車の公務使用が判明しました。 さらに、本来であれば、当該スタンドからレッカー移動すべきところを、公用車駐車場（延岡市北町）まで、距離にしておよそ550mを当該公用車を運転して帰庁してしまいました。 なお、車検有効期間が徒過した期間中の事故又は他の違反はなく、自賠責保険は切れていませんでした。				
対　応	本件事案発生日の翌日である10月９日に延岡警察署に本件事案を報告しました。 また、同日、全公用車を対象とした車検有効期間の調査を行い、本件事案以外に車検切れ公用車の公務使用は発生していないことを確認しました。 現在、延岡警察署が関係者からの聞き取りを行っていますので、誠実に対応してまいります。				
原　因	担当者が車検更新を失念してしまい、また、車検管理が担当者任せとなっていて、建築住宅課全体として車検管理できていませんでした。 また、職員が公用車を使用する際にも、車検有効期間の確認が漫然としており、徹底できていませんでした。 本件事案を覚知後に、再度、公用車を運転してしまったことについては、建築住宅課内の連携不足（『車検切れ公用車の公務使用』という事実に対して狼狽してしまい、上司へ適切な助言を求めることを失念してしまったこと）が原因です。				
再発防止策	全庁的に次の措置を講じることにより、公用車を運転する全職員が、使用時に車検有効期間の満了する日を意識できる環境を整備しました。 ・公用車のダッシュボード及び運転日誌の表紙に車検有効期間の満了する日を印字したラベルシールを貼りました。 ・運転日誌に車検有効期間の満了する日の記入欄を設け、運転する職員が毎回記入するよう取り扱いを変更しました。				
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　住宅係 電話番号：22-7023（内線3051）				